

西村賢県議会議員による虚偽供述依頼疑惑について、本人への確認と県議会としてのしかるべき対応を求める陳情

令和4年10月11日

(要旨)

西村賢県議会議員による虚偽供述依頼疑惑について、本人への確認と
県議会としてのしかるべき対応を求める陳情

(理由)

令和4年9月21～22日、宮崎県警の刑事が、私が宮崎県議会に
「令和3年9月4日付陳情書」を提出した際に添付した署名の署名
者を、署名の件で事情聴取に訪れました。

この時、ある署名者のところで、「私が、陳情書の内容を秘して、
もしくは無理やり署名をさせた趣旨の虚偽供述」を取った可能性が
あります。

また、数日前、西村賢県議会議員が署名者松本弘志氏（日向市亀崎
東4-49）のところにやって来て、かなりしつこく何かを頼んだ
ようです。

署名者は、「えらいことを頼まれた。」と言いつつ、何を頼まれた
かは言いませんでしたが、わざわざやって来てしつこく頼むぐらい
ですから、特別な意味があることは間違ひありません。

つまり、真実を証言するのであれば何も頼む必要はありません。
考えられるのは、「私が、陳情書の内容を秘して、もしくは無理や

り署名をさせた趣旨の虚偽供述」を頼んだのではないかということです。これが事実なら、西村議員は強要罪、署名者は偽証罪に問われます。また、同様な依頼を、署名者児玉幸人（日向市伊勢ヶ浜66-1）と竹花恭子（日向市高砂町2）にもしたと考えられます。

私は、弁護士と相談し、告訴事実を確認次第、西村議員もしくは西村賢一氏を虚偽告訴罪で告訴することにしました。

現職の宮崎県議会議員が、冤罪工作を図って署名者に虚偽供述を依頼したのなら、虚偽告訴罪及び強要罪のみならず、署名者も偽証罪に問われ、宮崎県議会の名誉を毀損する一大不祥事です。速やかに本人に事実確認し、陳情人にその結果を報告すると共に、適切かつ厳正な対応とその報告を求めます。尚、議会の不作為は、西村議員に便宜を図る任務違背行為として社会的な糾弾を受けることとなりますので、付言しておきます。

令和4年10月11日

日向市浜町3丁目29番地

黒木 紹光

宮崎県議会議長

中野 一則 殿